

石川県公報

平成26年10月7日

第12738号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目

次

| 告 示 | |
|--|---|
| ○石川県監査委員の選任 (財政課) | 1 |
| ○休業中の定置漁業に係る許可の申請期間 (水産課) | 1 |
| ○随意契約の相手方等 (警察本部) | 2 |
| 公 告 | |
| ○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課) | 2 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (同) | 3 |
| ○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課) | 3 |
| ○「能登の里山里海」デジタルアーカイブ情報収集・発信業務企画提案書の募集公告 (里山振興室) | 3 |
| ○新規土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課) | 4 |
| ○数人が共同して行う土地改良事業の施行認可申請を適当とする決定及び縦覧公告 (同) | 5 |
| ○国土調査の成果認証公告 (同) | 5 |
| ○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課) | 5 |

告

示

石川県告示第458号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、平成26年10月1日石川県監査委員を次のとおり選任した。

平成26年10月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県議会議員のうちから選任した者
加賀市上河崎町334番地 向出 勉

石川県告示第459号

漁業法(昭和24年法律第267号)第35条の規定により休業の届出があったので、同法第36条第1項の規定による許可を行う場合における、許可の内容たるべき事項、地元地区等を次のとおり定めた。

平成26年10月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 許可の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 |
|-------|--------|----------------|
| 定置漁業 | 雑魚定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置

珠洲市正院町正院地先

(3) 漁場の区域

次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯37度25分10秒2、東経137度18分07秒8の点

イ 北緯37度24分59秒4、東経137度18分39秒0の点

ウ 北緯37度24分42秒6、東経137度18分21秒0の点

エ 北緯37度25分03秒6、東経137度17分54秒0の点

2 地元地区

珠洲市蛸島町、正院町川尻、正院町正院及び野々江町

- 許可の有効期間
許可の日から平成28年4月30日まで
- 許可の申請期間
平成26年10月8日から同月17日まで

石川県告示第460号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札を実施したところ落札者がなく、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

平成26年10月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 随意契約に係る物品等の名称、数量及び調達方法
県間通信装置賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県警察本部警務部会計課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
平成26年8月26日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
I B J L東芝リース株式会社
東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
- 随意契約に係る金額
30,238,920円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 一般競争入札の公告を行った日
平成26年7月15日
- 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に該当するため

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成26年10月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 申請のあった年月日
平成26年9月16日
- 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 北陸周術期管理支援機構
- 代表者の氏名
谷口 巧
- 主たる事務所の所在地
金沢市米泉町6丁目103番地3
- 定款に記載された目的
この法人は、周術期医療、具体的には、麻酔科、集中治療、救急、災害などにおいて存在している医療従事者不

足や診療科の不足を補い、これら診療の分野別、地域別偏在を解消するために、周術期医療に従事する医療従事者を養成、育成することを主たる目的とする。この目的を達成することにより、地域医療を推進し、地域住民の福祉厚生の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成26年10月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成26年8月22日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 能登水難救済会

3 代表者の氏名

不嶋 豊和

4 主たる事務所の所在地

七尾市袖ヶ江町イ部25番地

5 定款に記載された目的

本会は、社団法人日本水難救済会の1号正会員として入会し、石川県輪島市から七尾市に至る水域及びその近傍における人又は船舶に対して、水難の予防と、水難による人命、船舶及び積荷の救済に関する事業を行い、もって海上産業の発展と海上交通の安全確保に寄与することを目的とする。

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年10月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 医師の氏名 | 医師が協力を承諾した市町 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |
|---------|--------------|-------------------------|
| 小 林 昭 彦 | 県内全域 | 金沢市元菊町20番1号 金沢春日クリニック |
| 加 藤 恵 巳 | 〃 | 金沢市石引4丁目3番5号 松原愛育会松原病院 |

「能登の里山里海」デジタルアーカイブ情報収集・発信業務企画提案書の募集公告

次のとおり企画提案書の提出を募集する。

平成26年10月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務の概要

(1) 業務名

「能登の里山里海」デジタルアーカイブ情報収集・発信業務

(2) 業務の内容

ア 世界農業遺産の構成資産の保全・継承・活用を図るために、必要な資料の収集、調査を実施し、デジタルデータを作成する。

イ データベースを構築し、デジタルデータを多方面から検索可能なサイトを構築する。

(3) 納入期限

平成27年3月31日

2 参加資格条件

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 県内に本社又は支社、営業所を有する法人であること。
- (2) 県競争入札参加者資格(物品の部)のうち分類番号26(コンピュータ関連業務類)の資格を有する者であること。
- (3) 国又は他の地方公共団体のシステム等の構築又は導入(パッケージを含む。)をした実績があること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 県から、競争入札の指名停止又は見積合わせへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案受付期間において、指名停止期間中又は参加排除期間中にある者でないこと。
- (6) 参加申込書及び企画提案受付期間において、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 石川県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、参加申込書の提出日現在において未納がない者であること。

3 企画提案書の評価基準

- (1) プロポーザル実施要領に記載する。

4 企画提案書の提出場所等

- (1) 提出場所及び問合せ場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎13階
石川県農林水産部里山振興室 世界農業遺産推進G
電話 076-225-1648

- (2) プロポーザル実施要領及び仕様書の配布方法

(1)の場所において配布する。

- (3) 審査会参加申請の期限

- ア 申請期限 平成26年10月17日(金)
- イ 申請方法 プロポーザル実施要領に示す方法による。

- (4) 企画提案書の提出期限

- ア 提出期限 平成26年11月5日(水)午後5時
- イ 提出方法 プロポーザル実施要領に示す方法による。

- (5) 企画提案書の採否及び契約

- ア 提出期限までに提出のあった企画提案書について、後日審査会にて審査を行う。
- イ 企画提案書の採否については、応募者に対し文書で通知し、採用された企画提案書を提出した者と契約条件を協議の上、契約を締結する。

5 その他

- (1) 企画提案書の作成及び4(5)アの審査会への出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は、返却しない。
- (2) 詳細は、プロポーザル実施要領及び仕様書による。

新規土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行認可申請を適当と決定したので、その関係書類を平成26年10月8日から同年11月7日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

平成26年10月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 事業を行う者の名称 | 地 区 名 | 事 業 名 | 縦覧に供する書類 | 縦覧場所 |
|-----------|-----------|----------------------------|----------------|-------|
| 輪島市土地改良区 | 高 番 取 地 区 | 団体営棚田保全整備事業 (区 画 整 理) | 新規土地改良事業計画書の写し | 輪島市役所 |

数人が共同して行う土地改良事業の施行認可申請を適当とする決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり数人が共同して行う土地改良事業の施行認可申請を適当と決定したので、その関係書類を平成26年10月8日から同年11月7日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第95条第3項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

平成26年10月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 事業を行う者の名称 | 地 区 名 | 事 業 名 | 縦覧に供する書類 | 縦覧場所 |
|---------------------|---------|-----------|--------------|--------|
| 二ツ屋北部 土地改良事業共同施行 | 二ツ屋北部地区 | 非補助土地改良事業 | 土地改良事業計画書の写し | かほく市役所 |

国土調査の成果認証公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成26年10月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 調査を行った者の名称
加賀市
- 2 調査を行った期間
平成25年5月26日から平成26年6月18日まで
- 3 成果の名称
加賀市伊切町の一部の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
加賀市伊切町に及びろの一部
- 5 認証年月日
平成26年10月7日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

平成26年10月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 開発区域に含まれる地域の名称 | 公共施設の種類、位置及び区域 | 開発許可を受けた者 |
|--|--|---------------------------|
| 羽咋市東川原町三俵刈苗代4番1から4番4まで、4番5の一部、4番6、78番1から78番4まで、78番6、農道の無籍地の一部及び水路の無籍地の一部 | 道路 羽咋市東川原町三俵刈苗代4番5の一部、4番6、78番6、農道の無籍地の一部及び水路の無籍地の一部 | 羽咋市旭町ア200番地 羽咋市長 山辺 芳宣 |
| 羽咋市東川原町川76番7から76番9まで、農道の無籍地の一部及び水路の無籍地の一部 | 羽咋市東川原町川76番7地先農道の無籍地の一部及び水路の無籍地の一部 緑地 羽咋市東川原町川76番9 水路 | |

羽咋市東川原町三俵刈苗代 4 番 1 地先
水路の無籍地の一部